

令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧(二次評価⇒外部評価)

外部評価対象事業の選定基準

- ①二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ②一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

NO	事業名	所管課	前回評価			区分	一次評価	二次評価	二次評価コメント	外部評価選定基準該当				
			評価年度	本部評価	予算の方向性					①	②	③	④	⑤
1	出張所管理運営費	市民課	H25	改善・見直し	現状維持	再評価	改善・見直し	抜本的見直し	出張所は、本庁舎から立地的に離れた地域に居住する市民の利便性の向上を目的として設置しており、これまで、中原出張所及び谷戸出張所の廃止、ひばりヶ丘駅前出張所の開設など、地域の様々な状況変化に応じて見直しを図ってきたところである。田無庁舎と比較的近い柳橋出張所における取扱件数は出張所取扱件数全体の約3割程度であり、取扱業務も市税等の収納業務が主なものとなっていることから、現状の利用実態やコンビニエンスストアを活用した証明書交付サービスの効果などを検証したうえで、将来的な施設の有効活用も含め整理・統合に向けた検討を行う必要がある。	○		○		
2	権利擁護センター事業	生活福祉課	H17	抜本的見直し	-	再評価	継続実施	改善・見直し	本事業は、認知症や知的障害、精神疾患等により判断能力が低下した方の財産及び権利擁護に資するものである。高齢社会を見据え、事業の必要性が高まっていくことは確実であり、成年後見制度利用促進法に基づき、さらなる制度の利用支援、利用促進を図る必要があることは理解できる。しかしながら、事業費が毎年増加傾向にあるため、委託内容等を精査するなど、経費抑制に向けた方策を検討する必要がある。			○		
3	地域福祉コーディネーター事業	生活福祉課	H23	拡充	増額	再評価	継続実施	改善・見直し	本事業は、第4期地域福祉計画においても、引き続き重点的な取組に掲げられ、この間、地域福祉コーディネーターへの相談件数やほっとネット推進員の登録者数も伸びており、地域の困りごとや課題を解決していくネットワークとして一定の成果を挙げていることは理解する。しかしながら、委託料が毎年増加傾向にあることから、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築にあたっては、「ふれあいのまちづくり」などの類似事業について、その役割や機能を検証し、整理・統合するなど、効率的かつ効果的なものとなるよう改善・見直しを図る必要がある。			○		
4	地域社会福祉協議会運営費補助金	生活福祉課	H25	抜本的見直し	縮減	補助金・負担金	改善・見直し	改善・見直し	社会福祉協議会では、職員定員適正化計画の見直しや自主財源確保計画の策定等、この間、様々な取組を行ってきた。しかしながら、社会福祉協議会への補助金は増加傾向にあり、経営改善に向けた取組の成果が見えにくい状況にある。引き続き、社会福祉協議会の改革の取組の進行管理と適切な指導を行い、社会福祉協議会自身の経営努力を求めていく必要がある。		○	○		
5	老人クラブ等助成事業	高齢者支援課	H18	改善・見直し	-	補助金・負担金	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、老人クラブ等の運営費の補助事業であり、高齢者の社会活動を促進することを目的としている。補助金の額は、当該クラブの会員数や活動月数を基準に算出しているが、高齢化等に伴い、クラブ役員の担い手や会員が減少し、廃止に至る状況も見受けられるため、本来の補助目的に沿って、補助金交付団体の要件や補助対象事業などを精査し、交付要綱を見直すなど、事務の抜本的な見直しを図る必要がある。	○	○	○	○	

令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧(二次評価⇒外部評価)

外部評価対象事業の選定基準

- ①二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ②一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

NO	事業名	所管課	前回評価			区分	一次評価	二次評価	二次評価コメント	外部評価選定基準該当				
			評価年度	本部評価	予算の方向性					①	②	③	④	⑤
6	高齢者配食サービス事業	高齢者支援課	H21	継続実施	現状維持	再評価	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、単に食事を提供するだけでなく、一人暮らし等高齢者の安否確認にもつながっており、在宅高齢者にとってセーフティネットの役割を担っている事業である。本市のサービスは、他市と比べ利用者数が多いことに加え、利用者負担額も低く、事業実施に伴う、職員の所要人員を含めた総コストの面においても課題があるといえる。今後は、真にサービスを必要とする対象者の範囲や配食の頻度、利用者負担割合など、民間を含めた類似サービスとの整理を行い、効率的で効果的な事業となるよう継続的に見直していく必要がある。	○	○	○		
7	敬老金贈呈事業	高齢者支援課	H23	抜本的見直し	縮減	再評価	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、高齢者に対し敬老と長寿等を祝うことを目的としているほか、安否・所在確認等にもつながっている。敬老金の贈呈対象となる88歳・100歳人口は、今後も増加が見込まれており、戸別訪問を原則とした実施方法は、現金の管理や配布方法といった課題が出てきている。引き続き、高齢者の長寿を祝う事業として、継続的に実施できるよう、他市事例なども参考に、抜本的な見直しを図る必要がある。	○	○	○		
8	高齢者福祉電話貸与事業	高齢者支援課	H25	抜本的見直し	縮減	再評価	改善・見直し	廃止	本事業は、福祉電話の貸与及び電話料の助成を行うことにより、高齢者の孤独感を解消することを目的とした事業であるが、既に新規申請の受付を終了し、福祉電話の貸与件数、電話料の助成件数ともに減少している。現在は、従前からの利用者に限定した事業となっており、新規受付終了から4年が経過していることや、他者との不均衡は正の観点からも、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧に把握しながら、事業終結に向けた取組を進めていく必要がある。	○	○			○
9	ねたきり高齢者理・美容券交付事業	高齢者支援課	未評価	-	-	経常事業	継続実施	抜本的見直し	本事業は、ねたきり高齢者に対し、在宅で理容又は美容のサービスを受けられるよう、理・美容組合に事業を委託し、理容・美容に係る直接的な費用と出張に要する費用を負担しているものである。在宅高齢者の増加に伴い、今後、本事業の必要性もさらに高まっていくことから、サービスの利用申請に伴う認定基準や公費負担とすべき費用の範囲、利用者負担割合を設定するなど、抜本的な見直しを図る必要がある。	○				
10	身体障害者用電話貸与事業	障害福祉課	H25	抜本的見直し	縮減	再評価	継続実施	廃止	本事業は、在宅重度身体障害者(児)に対し、固定電話使用料等を助成することで経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業であるが、既に新規申請の受付を廃止し、設置件数、助成件数ともに減少している。現在は、従前からの利用者に限定した事業となっており、新規受付終了から一定期間が経過したことや、他者との不均衡は正の観点からも、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧に把握しながら、事業終結に向けた取組を進めていく必要がある。	○				○

令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧(二次評価⇒外部評価)

外部評価対象事業の選定基準

- ①二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ②一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

NO	事業名	所管課	前回評価			区分	一次評価	二次評価	二次評価コメント	外部評価選定基準該当				
			評価年度	本部評価	予算の方向性					①	②	③	④	⑤
11	地域福祉団体等振興事業	障害福祉課	H25	抜本的見直し	縮減	補助金・負担金	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、市内の福祉団体の運営や福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を助成し、団体の育成及び福祉の向上に寄与することを目的としている。団体運営費補助金交付要綱に基づき交付する補助金については、実質、特定の団体に対する経常的な補助金となっていることから、補助金交付団体の活動実態などを踏まえ、補助率の設定や団体の活動に対する事業費補助への移行など、抜本的な見直しを図る必要がある。	○	○		○	
12	母子団体補助金	子育て支援課	H18	抜本的見直し	-	補助金・負担金	抜本的見直し	廃止	本事業は、母子及び寡婦福祉団体に対する活動経費の一部として創設された補助制度であるが、その対象は現在1団体のみとなっている。補助金の趣旨等に鑑みると、一定の目的をすでに果たしており、以後、制度継続を図る理由はないものとする。今後、補助対象団体との間において補助内容の趣旨をあらためて確認し、制度廃止に向けた検討が必要である。	○	○			
13	子育て広場事業	子ども家庭支援センター	H23	継続実施	現状維持	再評価	継続実施	改善・見直し	本市では、ピッコロ広場、のどか広場の他、公立保育園内に設置された地域子育て支援センターや児童館においても「地域子育て支援拠点事業」として広場事業を実施しており、設置数としては18箇所と他自治体と比較しても多い状況にある。当該子育て広場は施設の休館日を除き土日も開設しているが、ピッコロ広場については近年利用者が減少傾向にあるため、将来的な整理・統合も見据え、施設特性や利用実態等を踏まえ、効果的な開設日や開設時間を検証するなど、改善・見直しを図る必要がある。					
14	リレーマラソン大会	スポーツ振興課	未評価	-	-	経常事業	改善・見直し	改善・見直し	本事業は、友人や会社の仲間等によるチーム制のスポーツイベントとして、定着しつつあり、「健康」応援都市西東京市としてふさわしい事業内容と言える。現在は、本市の単独事業として、体育協会へ委託して事業を実施しているが、より効率的で効果的な実施方法についても検討する必要がある。また、参加対象者は、市内在住・在学・在勤者のみならず、近隣自治体からの参加も認められていることから、今後は参加区分に応じた参加費を設定するなど、自主財源の確保に努めるとともに、広域化に向けて再検討を行い、新たな補助制度活用の可能性についても探っていく必要がある。		○			
15	中小企業共済事業費	産業振興課	H26	改善・見直し	現状維持	補助金・負担金	継続実施	改善・見直し	中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とした国の退職金制度であり、本市では、事業主の負担する共済掛金の一部を助成している。市内中小企業における雇用確保や就労環境の整備に向けた取組を支援することは重要と考えるが、事業開始以降、補助内容の見直しが行われていないため、他自治体の事例等を参考に補助額や補助期間などを検証し、改善・見直しを図る必要がある。					

令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧(二次評価⇒外部評価)

外部評価対象事業の選定基準

- ①二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ②一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群


NO	事業名	所管課	前回評価			区分	一次評価	二次評価	二次評価コメント	外部評価選定基準該当				
			評価年度	本部評価	予算の方向性					①	②	③	④	⑤
16	協働推進事業 (市民協働推進センター運営委託事業)	協働コミュニティ課	H23	継続実施	現状維持	再評価	継続実施	改善・見直し	本事業は、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」が中心となり各種事業を展開しており、当該センター事業は業務委託により実施している。現在、毎週日曜日及び年末年始を除き、祝祭日も含めた多くの期間をセンター事業の実施日としていることから、センターの利用実態を検証し、委託すべき業務内容、各種事業の実施時期・期間等を精査の上、センター開設日のあり方を含め、適正な委託業務の範囲を検討する必要がある。			○		
17	生垣造成補助金	みどり公園課	H23	改善・見直し	現状維持	補助金・負担金	改善・見直し	改善・見直し	現在の助成要件は、緑化と防災の両方の目的を満たしていなければいけないが、緑化推進を図っていくには、防災の要件をなくし、生垣だけでなく、壁面緑化や屋上緑化など緑化に対する助成とするなど、助成要件の緩和等の見直しが必要となる。ただし、地震等でのブロック塀倒壊事故など防災対策にも課題があるので、防災対策は緑化推進とは別に助成制度の創設などが必要と考える。		○		○	
18	環境学習推進事業 (環境フェスティバル)	環境保全課	H25	改善・見直し	現状維持	再評価	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、参加者も増加しており、市民の環境意識の醸成に一定の効果を果たしていることから、引き続き、同様の取組を継続し、自主的な環境保全活動への参加を促進していく必要性はあるものとする。一方で、民間主体でも同種の事業が展開されていること、また、事業費が増加傾向にあり、イベント規模の拡大に伴い事務負担も増えてきていることを踏まえると、本事業の目的の達成に向けては、実施場所や内容等を改めて検証し、より効率的で効果的な事業となるよう再構築する必要がある。	○	○			
19	道路維持補修事業	道路建設課	未評価	-	-	経常事業	継続実施	継続実施	市道の道路管理者(市長)は、道路法第42条において、道路を常時良好な状態に保つように維持・修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされており、突発的な緊急工事にも対応する必要がある。本市においては、道路整備要綱を制定し、道路の整備の基準を定め、道路整備のための調査を定期的に行っており、今後も計画的な道路整備に係る予算の執行に努めるとともに、修繕を必要とする箇所を適時把握できる仕組みづくりの検討も進めていく必要がある。			○		
20	交通安全協会補助金	道路管理課	H26	改善・見直し	現状維持	補助金・負担金	継続実施	改善・見直し	本補助金は、交通安全対策活動を行う西東京市交通安全協会に対して、その活動経費の一部を補助するものであり、本市の人口数に基づき算出した補助基準額を上限とし、活動実績に応じて補助金を交付している。協会員の高齢化や減少といった課題もあるため、引き続き、各種交通安全対策活動の推進に向けて支援を行うとともに、市補助金が効果的に活用されるよう、補助対象事業などの改善・見直しを図る必要がある。				○	

令和元年度事務事業評価 評価対象事業一覧(二次評価⇒外部評価)

外部評価対象事業の選定基準

- ①二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ②一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

NO	事業名	所管課	前回評価			区分	一次評価	二次評価	二次評価コメント	外部評価選定基準該当				
			評価年度	本部評価	予算の方向性					①	②	③	④	⑤
21	地域生涯学習事業	社会教育課	H23	改善・見直し	現状維持	再評価	改善・見直し	改善・見直し	本事業は、これまでも放課後子供教室などとも整理を行い、一定の見直しが図られたところであり、事業回数は減少しているが、参加者数は横ばいとなっていることから、事業目的に資する取組が行われていると考えられる。一方で、依然としてすべての小学校区での実施には至っていないことや、担い手である学校施設開放運営協議会等における人材確保も課題となっていることから、児童館や公民館などとの連携や放課後子供教室との関連性について検証する必要がある。		○			
22	公民館活動事業(視聴覚教育事業)	公民館	未評価	-	-	経常事業	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、公民館の視聴覚設備等を活用した事業である。事業への参加を機会に、地域住民の交流や課題学習への参加を促すものでもあるが、映画の視聴のみが目的となり、本来あるべき実施目的や事業効果が判然としないものもある。また、一部事業が委託により実施されているが、その必要性についても改めて検証の余地がある。今後は、社会教育課の地域生涯学習事業との棲み分けを明確化し、類似事業を整理し、実施回数を見直すなど事業の全体コストの抑制を図る必要がある。	○	○			
23	公民館活動事業(広報活動)	公民館	未評価	-	-	経常事業	改善・見直し	抜本的見直し	本事業は、公民館だよりの発行による広報活動事業であり、公民館事業に関する情報提供の他、市民の自主的な文化・学習活動に関する情報を提供するものとなっている。一方で、全体経費の3分の2を配布経費(全戸配布)が占めていることや紙面の編集・確認作業にも多くの時間が割かれていることから、事業全体の費用対効果を検証する必要がある。他市の対応を参考としながら、提供する情報の内容に応じた発行頻度や配布方法を検証するとともに、他の広報媒体との統合や有料広告の掲載等による財源の確保など、新しい手法を検討する必要がある。	○	○			

 : 外部評価対象事業